

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の役員等の報酬額は、別記に定める額とする。

- 2 理事に対する報酬は別表1に定める額とする。
- 3 監事に対する報酬は別表2に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬は別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、この法人の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 7月 1日から施行する。

別表1 理事の報酬

報酬の名称	役職名	報酬の額
理事長手当	理事長	月額 60,000円
理事手当	理事	月額 6,000円
賞与	理事長	報酬月額×4か月分(年間)
理事長退職慰労金	理事長	最終報酬月額×在任年数

別表2 監事の報酬

	日額
監事監査実施、理事会、評議員会への出席	10,000円
上記のほか、法人業務のための出勤	10,000円

別表3 評議員の報酬

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記のほか、法人業務のための出勤	10,000円